

## 亀山市告示第32号

亀山市かめやまげんきっこ育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年2月16日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市かめやまげんきっこ育成事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、民間保育所が設置する地域子育て支援センター（以下「地域子育て支援センター」という。）が子育て講座を展開するにあたり必要な費用の一部を補助することにより、乳幼児期の運動活動を促し、健康的な心身の発達及び運動機能の向上を図り、ひいては将来に渡って健康的な生活を営む力を養うための基礎づくりを図ることに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が設置した保育所をいう。

(2) 子育て講座 市が実施するかめやまげんきっこ育成事業であって、地域子育て支援センターを拠点として行う子育て講座をいう。

#### (補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は亀山市かめやまげんきっこ育成事業補助金（以下「補助金」という。）という。

#### (補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、地域子育て支援センターとする。

( 補助金の額 )

第 5 条 補助金の額は、子育て講座を展開するにあたり必要な備品の購入に要した費用の額とする。ただし、1施設当たり50万円を限度とする。

( その他 )

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公表の日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。

( 失効 )

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。